

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第11条第1項に基づく犯罪被害者等給付金の支給等の裁定に係る審査基準の一部改正について

見出しのことについては、パブリック・コメント手続を実施せずに一部改正したので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、下記の事項を公表します。

## 記

### 1 改正の概要

今般、警察庁から、

- 「犯罪被害給付制度事務処理要領の改正について（通達）」（令和6年8月19日付け警察庁丙犯被発第32号）
- 「犯罪被害者等給付金の支給等の裁定について（通達）」（令和6年8月22日付け警察庁丙犯被発第33号）

が発出され、犯罪被害者等給付金裁定に係る警察庁の審査基準モデルが改正されたため、本県の審査基準で定める「裁定のために必要な調査事項とその照会先」について、新たに、

- 加害者等の生活保護費受給状況（市区町村）
- 加害者等の収監状況、出入国記録（法務省矯正局・出入国在留管理局）
- 加害者等の不動産登記状況（法務局）
- 加害者等の車両所有状況（運輸支局）
- 加害者等の預貯金等の金融資産の額（金融機関等）

等の調査を加える等の改正を行ったものです。

### 2 パブリック・コメントを実施しなかった理由について

今回改正した審査基準は、警察庁が示す事務処理要領及び審査基準モデル改正に基づくもので全国一律の取扱いが求められ、県に裁量の余地はないことから、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント）実施要綱」第4の除外規定（軽微な変更等と認めるもの）に該当するため、パブリック・コメント手続を実施しませんでした。

### 3 改正年月日

令和6年9月26日

#### 【問い合わせ先】

熊本県警察本部広報県民課

電話 096-381-0110（内線：2192）